

事務連絡
令和2年7月15日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 228 について

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和2年4月は4件(死亡:0件、負傷:4件)、5月は2件(死亡:0件、負傷:2件)、6月は2件(死亡:0件、負傷:2件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ5件増加しました。

主な負傷事故として、汚泥脱水機内部の洗浄中に誤って足を滑らせ、脱水機上から転落して負傷(第6胸椎圧迫骨折、右前頭部・左膝の打撲及び擦過傷、頸椎捻挫)した事故や、処理場の敷地内の法面の除草作業中に、誤ってバランスを崩し、約5mの高さから転落して負傷(足、鎖骨、あばら骨折)した事故等が発生しました。

(2) 工事

令和2年4月は2件(死亡:2件、負傷:0件)、5月は5件(死亡:1件、負傷:4件)、6月は5件(死亡:0件、負傷:5件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総数は12件と同様ですが、3件もの死亡事故が発生しています。

既に全国の下水道管理者の皆様には周知させていただきましたが、3件の死亡事故の概要は以下のとおりです。

- ・ 推進工法による雨水管路の布設工事において、クレーンで管を木製角材の上に下ろした後、管が転倒し、作業員が管と工事用フェンスにはさまれ死亡
- ・ 開削工法による下水管路の布設工事において、バックホウによる掘削後、作業員2名が深さ1.7mの開口部に入り低い姿勢でアルミ製腹起し設置作業をしていたところ、背面の土砂が崩壊し、前面の地山との間で挟まれ埋まり、うち1名が死亡
- ・ 推進工法による下水管路の布設工事において、写真撮影のために管内に進入した作業員1名、救出のため管内に進入した作業員2名が救急搬送され、うち1名が急性硫化水素中毒による肺水腫により死亡

2. 水質事故等

令和2年4月は9件(水質事故:9件、その他案件:0件)、5月は3件(水質事故:2件、その他案件:1件)、6月は6件(水質事故:4件、その他案件:2件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ12件増加しました。

主な水質事故として、異物の混入により管渠が閉塞したことにより、マンホールから汚水が溢水し、河川へ流出した事案や、汚水調整池への導水路調整ゲートを誤って全閉にしたままポンプ圧送したために、導水路の途中で汚水が溢水し、場内道路側溝を通じて排水路へ流出した事案等が発生しました。

なお、下水道工事や維持管理作業における事故の防止に向けて、「下水道工事等に係る事故防止重点対策の実施について」(令和2年6月24日付け国水下企第27号・国水下事第24号)を発出し、「はさまれ・巻き込まれ事故防止」を重点対策項目として定め、更なる安全対策の取組みを推進することといたしました。

各下水道管理者におかれましては、上記通知等も参考に、いかなる時も安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

HP: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP: http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故担当)

高橋 : takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428(直通) FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事故担当)

大山 : ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山 : murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431(直通) FAX: 03-5253-1597

令和2年度

下水道に関する人身事故発生状況について (令和2年6月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故発生状況(総括)

(令和2年6月末現在)

令和2年度														(単位:件)	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	8 (3)	8 (36)
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	8 (3)	8 (36)
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	8 (6)	8 (7)	8 (8)	8 (13)	8 (18)	8 (23)	8 (28)	8 (35)	8 (36)	-	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (1)	3 (7)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	0 (7)	0 (6)	0 (4)	0 (15)	0 (9)	0 (9)	0 (5)	0 (10)	0 (11)	9 (11)	9 (87)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	0 (7)	0 (6)	0 (5)	0 (15)	0 (10)	0 (10)	0 (7)	0 (11)	0 (11)	12 (12)	12 (94)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	12 (19)	12 (25)	12 (30)	12 (45)	12 (55)	12 (65)	12 (72)	12 (83)	12 (94)	-	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (1)	3 (7)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	0 (10)	0 (7)	0 (5)	0 (20)	0 (14)	0 (14)	0 (10)	0 (17)	0 (12)	17 (14)	17 (123)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	0 (10)	0 (7)	0 (6)	0 (20)	0 (15)	0 (15)	0 (12)	0 (18)	0 (12)	20 (15)	20 (130)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	20 (25)	20 (32)	20 (38)	20 (58)	20 (73)	20 (88)	20 (100)	20 (118)	20 (130)	-	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和2年6月末現在)

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和2年6月末現在

令和2年度		(単位:件)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計	
事業者主体	1. 都道府県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	16	
	2. 政令市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	
	3. 一般市	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	12	
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	36	
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. マンホール	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
	3. 処理場	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	22	
	4. ポンプ場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	36	
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷事故	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	36	
	1. 墜落・転落	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11	
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	5. 転倒	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	14. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
	合計	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	36	
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
	2. 委託先業者	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	33	
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	合計(人)	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	36	
累計		4	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	-	-	

令和元年度		(単位:人)																
被災者数(人)	発生年月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計				
被災者数(人)	1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0				
	2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	1	33				
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1				
	合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36				
累計		1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	—				

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策			被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
4月											
1	R2.4.13	2. 政令市	ポンプ場	① 負傷事故	⑤転倒	ポンプ室1階にて、消火栓を用いて汚水ポンプ井の水位計の洗浄作業後、作業に使用した消火栓ホース(約15m、約2kg)の洗浄を行った。濡れた消火栓ホース(約5kg)を搬送させるため、束ねて両手で持ち、中2階の重畳ヘッドポンク室に階段を昇り移動した。床を滑って室内へ入ったところ、廊下と床の段差(約10cm)でバランスを崩し、前方にあった重畳タンクの防液堤(高さ約35cm、コンクリート製)で右足を打ち負傷した。	廊下および足元に注意喚起の表示を行った。	自治体職員	56	男	右下脛挫創
2	R2.4.14	3. 一般市	処理場	① 負傷事故	① 墜落・転落	汚泥脱水機内部の洗浄中、懐中電灯を取ろうとしたところ足を滑らせ、脱水機上から約1.5メートル下の床に転落した。	機上での作業の原則禁止し、機上で作業しなければならない場合は、作業開始前には、作業停止用装置を使用を義務付ける。また、適切な高さの踏み台を使用し、踏み台作業用の道具の配備。	委託先業者	47	男	第6胸椎圧迫骨折、右前腕部・左腕の打撲及び指関節、指挫創
3	R2.4.23	4. 町村	処理場	① 負傷事故	④その他	処理場の脱水機を目詰まりの解消の為に高圧洗浄機にて清掃していたところ、水飛沫が目に入った。	フェイスガードの着用、清掃機の手洗いうがい、目・粘膜等には水飛沫が付着した際の早期の洗浄及び受診。	委託先業者	25	男	目の炎症及び腫れ
4	R2.4.24	3. 一般市	処理場	① 負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	汚泥処理のための輸送用ポンプのスターター交換作業中、回ってローターとスターターの間に指が巻き込まれた。	作業マニュアルに安全面を再考して注意事項追加、作業開始前に安全ミーティングを実施、危険予知・ヒヤリハットを定期的に戦談で話し合うなどの取組を実施。	委託先業者	56	男	左薬指第一関節挫傷骨折
5月											
1	R2.5.11	1. 都道府県	マンホール	① 負傷事故	① 墜落・転落	人孔内部への伝導式酸化水素測定装置の設置作業中、人孔内の調査員が人孔底部に落下した。 検査及び酸化水素濃度の測定と要求性能確認を中止し、調査員等が着目せず、作業員が不用意に人孔内に立ち入ったことが原因と考えられる。	人孔での作業にあたっては、事前に酸素欠乏、窒息防止規則に定める酸素濃度及び酸化水素濃度の測定を行い、それぞれ基準濃度を超える場合は速返機による換気を行い、基準以下であることを確認する。また、要求性能確認時利用器具等の活用を徹底する。これらを平時の安全教育、現場作業前でのKVMーティング等で徹底する。	委託先業者	41	女	第4及び第5胸椎圧迫骨折等(全治4週間) ※低酸素の影響なし
2	R2.5.24	1. 都道府県	処理場	① 負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	ベルトプレス型脱水機の手洗い作業中、左手親指がスクレーパーとガイドバーとの間に挟まり負傷した。	・作業手順書の見直し ・作業マニュアルの見直し ・高発防止の従事者への教育 ・現場の注意喚起表示	委託先業者	29	男	左母指基節骨折及び左母指挫創
6月											
1	R2.6.9	2. 政令市	処理場	① 負傷事故	① 墜落・転落	急遽ろ過施設の運搬ブローのフィルター取り外し作業の後、ブロー本体の上部(高さ1.07m)で足を滑らせ落下し、床面に頭部を打った。	当該業務実施時は手すり付きの作業台を使用する。	自治体職員	67	男	外傷性くも膜下出血
2	R2.6.15	3. 一般市	処理場	① 負傷事故	① 墜落・転落	処理場敷地内の除草作業中、ブロック積置壁の破損に陥って足を踏み入れバランスを崩し、高さ約5mの擁壁天端から転落した。	・安全帯及び命綱の着用 ・KY活動の徹底 ・作業前における現場状況確認の徹底	委託先業者	64	男	足、腰骨、あばら骨折

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.事故発生状況(工事)

(令和2年6月末現在)

令和2年度

(単位:件)

														合計	前年度 合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
事業者主体	1. 都道府県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13
	2. 政令市	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	36
	3. 一般市	1	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	55
	4. 町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	10	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	111
工事分類	1. 管きょ開削	2	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	59
	2. 管きょ推進	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8
	3. 管きょシールド	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
	4. 管きょその他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
	5. 処ボ土木建築	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19
	6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	7. 処ボその他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	合計	4	10	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	111
事故類型	1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	29
	3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	6. 激突	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
	7. 土砂崩壊	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11
	12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	17
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14. その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	合計	4	10	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	111
被災者数(人)	1. 死亡	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7
	2. 重傷	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	67
	3. 軽傷	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	26
	合計(人)	2	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	100
その他(民間発注工事など)		2	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	-	-
1. 死亡		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2. 負傷		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和1年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7
	2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67
	3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26
	合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100
累計		4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
2. 負傷		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生年月日				事故情報			被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	年齢	性別	被害状況
4月										
1	R2.4.4	2.政令市	2.管きょ推進	雨水管の荷下ろしに伴う玉掛け作業	現場内	クレーンで雨水管を木製角材の上を下ろした後、転倒防止対策をしていなかった雨水管が転倒し、作業員が雨水管と工事用フェンスにはさまれた。	2.はさまれ・巻き込まれ	48	男	死亡
2	R2.4.10	2.政令市	1.管きょ開削	土留(盛組)の設置作業	現場内	下水道本管埋設のためバックホウにより掘削完了後、土留を施工設置するためにアルミ鋼管(φ14mm、125mm内)の設置を開始した。1段目の設置後2段目を掘削途中で設置開始した際、背後の掘削部北側の地山が崩壊し、崩壊土砂と南側の堆山との間で挟まれた形で埋まった。	7.土砂崩壊	62	男	死亡
3	R2.4.17	3.一般市	4.管きょその他	-	現場内	取付管施工の為バックホウによる掘削を行った際、埋設物を確認せず行ったため、LPガス引込み管φ25mmを損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
4	R2.4.20	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス本管及び供給管を手掘りにて露出確認し、以降バックホウを併用して掘削作業を行ったが、露出したガス管は横道管でその下部に供給中のガス本管があったため、供給中のガス管に接続されていた引込管を損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
5月										
1	R2.5.2	3.一般市	1.管きょ開削	土留め支保工作	現場内	下水取付管の開削工事時に素掘り掘削面(掘削深1.5m以内)が崩壊し作業員1名が巻き込まれた。	7.土砂崩壊	27	男	腰骨骨折
2	R2.5.7	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス管の位置を把握しながら機械掘削をしていたが、布設深が浅まっているところを把握していなかったためガス管に接触し、損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
3	R2.5.11	3.一般市	2.管きょ推進	管埋写真撮影	現場内	写真撮影のために管内に進入した作業員1名、最出のため管内に進入した作業員2名及び現場周辺で掘削作業をしていた市民1名の計4名が窒息搬送され、うち1名が急性心臓病発作による肺水腫により死亡した。	14.その他	34 45 63 64	男 男 男 男	死亡 当日退院 翌日退院 翌々日退院
4	R2.5.19	2.政令市	5.処ボ土木建築	鉄筋配筋ほか	現場内	現場作業員が脚立(高さ2.5m)に登り、地中連続壁の芯材に溶接した鉄筋組立用の仮設段取筋を人力で曲げる作業を行っていたところ、身を乗り出して作業した際に足を滑らせて墜落し、右足のかかとを骨折した。	1.墜落・転落	51	男	右足踵粉碎骨折
5	R2.5.19	3.一般市	1.管きょ開削	-	現場内	マンホール設置後砕石埋戻しを交通解放していたが、前日からの雨で砕石埋戻し箇所が沈下および洗掘されていた。雨道してきた経自動車タイヤが沈下部に入り、右側の前後輪タイヤがパンク、前輪車軸損傷事故が発生した。	12-2.公衆災害(物損)			経自動車パンク・車軸損傷
6	R2.5.20	2.政令市	4.管きょその他	-	現場内	舗装切断作業時、道路を片側交互通行とし、路面を洗浄するホース(直径約1cm)を掘削道路上に這わせて作業を行っていたところ、道路を横断しようとした被災者がホースにつまづき転倒し、右手薬指を負傷した。	12-1.公衆災害(人身)	74	女	右手薬指骨折
7	R2.5.21	1.都道府県	1.管きょ開削	-	現場内	汚水ます取付管(不明管)の調査のため掘削を行っていたところ、バックホウのバケットでガス管φ50mm(PE管)を損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
8	R2.5.25	1.都道府県	1.管きょ開削	-	現場内	ガス会社と立会時に正確な位置を把握できなかったため、慎重に手掘りしていたが、取付管上に存在した供給管ポリエチレン管φ25mmを損傷	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
9	R2.5.26	2.政令市	5.処ボ土木建築	型枠大工	現場内	建込中の型枠に登り資材の受け渡しを行った後、一旦型枠から降りて別の場所に移動しようとしたところ、型枠材(高さ2.8m×幅3.75m)が倒れてきた。被災者は倒れてきた型枠の下敷きになり、頭部及び右足を受傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	25	男	右側腰骨骨折、外傷性腰部症候群、下顎部・右膝挫創
10	R2.5.28	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ガス管周辺は完全に管が露出するまでは、管理者立命のもと手掘りにて掘削を進めたが、ガス管下部の掘削を機械にて進めた際、誤ってガス管とバケットの爪が接触しガス管表面を損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷

令和2年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和2年6月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

事故情報データベース(工事)

令和2年6月末現在

NO.	発生年月日					事故情報			被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	年齢	性別	被害状況	
6月											
1	R2.6.1	3.一般市	1.管きょ開削	土留め材移動	現場内	資材置場において、集積(L=2.5m×3列×3段)してあったガイドポスト(支柱)にワイヤーを掛けるためバールを使用して隙間をあけようとした際、3段目のガイドポストが落下し、他のガイドポストに当たりはねて腰骨に当たり骨折した。	3.飛来・落下	70	男	右足腓骨高脛骨折	
2	R2.6.1	3.一般市	7.処ボその他	汚水管切り直し	現場内	汚水管切り直し前に、支障になっていた既設水道管(φ150)を切断した(隙間15cm程度)。切断部と反対側のジョイント部を別の作業員が取り外した際管がずれ、管切断部に置いていた右足を横から挟まれ小指が切れた。なお、安全靴は履いていた。	2.はさまれ・巻き込まれ	42	男	右足小指切れ	
3	R2.6.9	3.一般市	1.管きょ開削	敷鉄板布設替え	現場内	下水道管布設に伴う敷き鉄板(1.5m×3m×19mm)の吊り込みを、バックホウ(クレーン機能付き)で、敷鉄板つり具(外れ止め付き)を用いて行っていたところ、つり具のロックが掛かっておらず、吊り上げた敷鉄板が作業従事者の足に落ちた。	3.飛来・落下	32	男	足骨折	
4	R2.6.15	3.一般市	3.管きょシールド	-	現場内	パーカッションドリルによるケーシング削孔中、硬いものに当たり削孔を中止した。水が湧いてきたため、水替えを行いなから手掘りにて状況確認を行っていたところ、NTT管2本の破損と内部ケーブルの断線、1本の管外部が損傷していた。	12-2.公衆災害(物損)			NTT断線、固定電話1,482回線不通	
5	R2.6.17	3.一般市	2.管きょ推進	コンクリートはつり	現場内	推進発達立坑内の支柱壁(コンクリート)撤去のため、ブレーカーにて人力研り作業を行っていた。支柱壁高さが70cm程度に残った状態でブレーカーのノミを研り面に対して鋭角に入れてしまったため、ブレーカーが跳ねて、作業者の右足甲部を被災した。	6.激突	33	男	右第四中足骨解放骨折	
6	R2.6.18	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	管布設工(VU200)による掘削作業を実施中、重機(バックホウ)先端にてガス引込管(φ30mm)を損傷させた。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷	
7	R2.6.20	3.一般市	1.管きょ開削	-	現場内	掘工板設置作業に伴う、バックホウ掘削時、ガス管(PEφ100)を破壊させた。事前協議にて、ガス管が近接していることを把握しており、近接箇所は人力掘削にて進めていたが、作業終盤にバックホウ掘削に変更した際に発生した。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷	
8	R2.6.22	3.一般市	1.管きょ開削	軽量鋼矢板建込み	現場内	一次掘削完了後、地山の自立の確認を行い、軽量鋼矢板の建込み作業を行っていた。作業時、軽量鋼矢板6枚を地山に立てかけていたが、その最奥の地山が崩壊し、押された軽量鋼矢板が転倒、窰穴内で作業中の作業員に接触した。	7.土砂崩壊			左鎖骨骨折	

[総括]

[内訳]

2.	c
----	---

2

原	長
◎	◎

水質	
----	--

3

※ 国

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

5

令和2年6月末現在

[illegible]

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 6 日

各 都 道 府 県 下 水 道 主 管 部 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 下 水 道 主 管 局 長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について

令和元年東日本台風において、下水道施設が浸水により機能停止するなどの被害が生じたことを受け、令和 2 年 5 月 21 日付け下水道事業課長通知「下水道の施設浸水対策の推進について」（以下、「課長通知」という。）（別添 1）を发出し、下水道の施設浸水対策の確実な実施をお願いします。

このような中、令和 2 年 7 月豪雨において、再び下水処理場や雨水ポンプ場等の複数の施設で浸水による機能停止が発生しました。市民の生活や生命に関わる重要なライフラインである下水道は、災害時においてもその機能を確保することが強く求められており、更に加速して下水道の施設浸水対策に取り組む必要があります。

このことも踏まえて、課長通知に関する運用を下記のとおり定めるので、適切な事業執行をお願いします。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いします。

記

1. 施設浸水対策の基本的な考え方について

下水道の施設浸水対策は、想定される最大規模の浸水深に対して、「人命を守る（避難機能の確保）」及び「下水道機能の確保」を目的として、ハード・ソフト両面から対策を検討することを基本とする。

2. 洪水及び内水に係る耐水化の対象外力の設定について

下水道の耐水化の対策浸水深は、以下の浸水深を基本に、影響人口※の大小や商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区及び防災拠点や避難所等の防災上重要な施設の有無、応急復旧の難易などの被災時のリスクの大きさを勘案し、下水道管理者において施設ごとに決定する。

なお、以下の浸水深を対策浸水深の上限とする趣旨ではなく、地域防災計画等との整合を図りながら、地域の特性に応じて、下水道管理者が対策浸水深を決定するものであることに留意されたい。

【洪水】

河川計画における中高頻度の降雨規模（年超過確率の目安：1/30～1/80）により想定される浸水深

【内水】

雨水管理総合計画において想定する照査降雨 L 1' に対応する浸水深

（L 1'：災害の再発防止の観点から流域で発生した降雨のうち、既往最大の降雨など、計画降雨から想定最大（L 2 降雨）の間で設定される降雨）

※影響人口とは、下水道施設の機能が災害等によって喪失した場合に影響を受ける当該排水区域内の居住人口とする。

3. 洪水による浸水想定深データの入手について

国土交通大臣及び都道府県知事は、水防法に基づき想定最大規模、計画規模の降雨により浸水が想定される区域や浸水深等を関係市町村に通知することとなっている。これらの検討は、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）」（以下、「マニュアル」という。）又は「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第 2 版）」（以下、「手引き」という。）により行われているが、マニュアル及び手引きでは、「想定最大規模、計画規模の降雨以外の複数の規模の降雨についても浸水解析を実施し、情報を提供することが望ましい。」とされており、「複数の規模の降雨」の中に中高頻度の降雨規模も位置付けられている。これらの資料やデータについては、必要に応じて河川管理者に対して、問い合わせ、資料提供の依頼を行うようお願いする。

なお、河川管理者に対しては、「下水道施設の「耐水化計画」の策定について（協力依頼）」（令和 2 年 6 月 22 日付国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室企画専門官、下水道部下水道事業課課長補佐事務連絡）（別添 2）のとおり協力依頼を行っているところである。

＜参考：複数の区分＞

①中頻度（100 年に 1 回程度）の降雨規模（年超過確率の目安：1/200～1/80）

②中高頻度（50 年に 1 回程度）の降雨規模（年超過確率の目安：1/80～1/30）

③高頻度（10 年に 1 回程度）の降雨規模（年超過確率の目安：1/30～1/5）

（①～③のいずれかに計画降雨規模を含むものとする。）

なお、市町村に提供されている洪水浸水想定区域図に関するデータについては、マニュアルの「表-7. 10 電子化ガイドラインに基づき市町村に提供するデータ一覧」又は手引きの「表-10. 1 電子化ガイドラインに基づき市町村に提供するデータ一覧」を参考にされたい。

4. 堤防等の整備進捗状況を踏まえた対策の実施について

堤防等の整備等により、洪水に係る耐水化の対象外力による浸水被害について、早期の解消が見込まれる場合には、洪水に係る対策浸水深を考慮しないことができる。

5. 耐水化計画に定める事項について

耐水化計画には、次に掲げる事項を定めるものとし、別紙にまとめる。

- ①基本方針
- ②対象施設及び対策浸水深
- ③確保すべき機能
- ④実施計画

6. 被災時のリスクの高い下水道施設について

被災時のリスクの高い下水道施設については、以下の条件を目安に下水道管理者が決定する。

【終末処理場】

- ・耐水化の対象外力に対して浸水の恐れのある施設

【ポンプ場（汚水）】

- ・耐水化の対象外力に対して浸水の恐れのある施設のうち、発災後、速やかに揚水機能を確保することが困難な施設

【ポンプ場（合流、雨水）】

- ・全ての施設（都市下水路のポンプ場を含む）

7. 耐水化の実施方法について

耐水化の実施に当たっては、＜資料＞に示す②を参考に、効率的・効果的に実施する。対策浸水深によっては、出水時の迅速な対応を前提に、止水板や土嚢の設置などの簡易な方法により、施設の浸水を防止できる場合には、そのような方法によることも可能である。

8. 雨水ポンプ場の耐水化について

近年、全国的に計画規模を超えるような集中豪雨が頻発しており、雨水ポンプ場においては短時間で大量の雨水が流入することも想定される。

雨水ポンプ場の耐水化に当たっては、ポンプ室、電気室、監視制御盤等の設備室においては、配線ダクトの止水等も含め、沈砂池からの溢水等、施設内部からの雨水の侵入経路を確実に遮断する。

9. 浸水想定区域図が未策定の場合について

過去の浸水実績や地形等により浸水が想定される下水道施設については、少なくとも止水板、土嚢などの緊急的な浸水防止のための資機材を確保するとともに、浸水想定区域図が策定された場合は、改めて施設浸水対策について検討を行う。

10. B C Pに基づく事前対策の実施について

耐水化の実施には一定の期間を要する他、対策浸水深を超える浸水の発生も想定されるところである。課長通知により、令和2年度中に施設浸水対策を含むB C Pの見直しをお願いしているところであるが、この見直しを踏まえて、速やかに応急復旧資機材の確保や早期復旧体制の構築等を図られたい。

11. 被災時のリスクの高い下水道施設以外の施設について

B C Pに基づく対策を確実に実施するとともに、耐震対策や改築更新の計画に合わせて、順次、耐水化を講じられるよう検討されたい。

12. その他

- ①下水道施設の耐水性の向上のための施設計画等に係る調査その他の施設計画の検討業務については、社会資本整備総合交付金の基幹事業の交付対象である。
- ②浸水想定区域図が見直しされた場合は、必要に応じて対策浸水深の設定、見直しを実施する。
- ③施設浸水対策を含むB C Pの見直し及び耐水化計画の策定に関する取り組み状況については、定期的に調査を実施する予定である。

＜資料＞

①気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について 提言

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001350222.pdf>

②気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について 提言 参考資料

(1/2) <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001350321.pdf>

(2/2) <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001350219.pdf>

③洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/manual_kouzuishinsui_1710.pdf

④中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第2版）

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/shinsuisoutei/pdf/chusho_kasen_sinsou_kuiki_tebiki2.pdf

〇〇市 耐水化計画

〇 〇 市 下 水 道 課
策 定 令和 〇 年 〇 月

① 基本方針

対象外力及び対象施設の考え方を記載
(対象外力)

(対象施設)

② 対象施設及び対策浸水深

(例)	施設名称	施設能力（現有）	影響人口	対象外力	対象確率	対策浸水深
	〇〇浄化センター	50,000m ³ /日	約11万人	〇〇川 (1級河川)	50年確率 (整備計画と同等)	GL+2.0m
	〇〇汚水中継ポンプ場	30m ³ /分	約4万人	〇〇川 (1級河川)	50年確率 (整備計画と同等)	GL+0.5m
	〇〇雨水ポンプ場	180m ³ /分	約4千人	△△川 (2級河川)	30年確率 (0.1と同等)	GL+3.0m

③ 確保すべき機能（短期：5年程度）

(例)	施設名称	確保すべき機能	対策施設と関連する主要設備機器	備考
	〇〇浄化センター	揚水機能	管理棟：受変電設備、監視制御設備、自家発電設備 ポンプ棟：ポンプ、電動機、現場操作盤 管廊：各施設への浸水防除	消毒機能は応急対応によって機能確保
	〇〇汚水中継ポンプ場	揚水機能	管理ポンプ棟：受変電設備、ポンプ、電動機、現場操作盤、自家発電設備	
	〇〇雨水ポンプ場	揚水機能	ポンプ棟：ポンプ、原動機、現場操作盤、自家発電設備	

確保すべき機能（中期：5～10年程度）

(例)	施設名称	確保すべき機能	対策施設と関連する主要設備機器	備考
	〇〇浄化センター	沈殿機能 汚泥処理機能	水処理棟：動力制御盤	水処理棟については、主要な電気設備が設置された動力制御室のみを耐水化

④ 実施計画（短期：5年程度）

	(1)	(2)	(3)	(4)
	施設名称	耐水化対象施設	事業内容	備考
(例)	〇〇浄化センター	管理棟	防水扉の設置、開口部の閉塞	別途、静水圧や浮力等に対する対策の必要性について検討が必要
(例)	〇〇浄化センター	ポンプ棟	防水扉の設置、開口部の閉塞、沈砂池の覆蓋 流出防止対策	
(例)	〇〇浄化センター	管廊	トップライトの止水、止水板の設置	
(例)	〇〇汚水中継ポンプ場	管理ポンプ棟	止水板、土嚢の設置	豪雨が想定される際に設置
(例)	〇〇汚水中継ポンプ場	管理ポンプ棟	現場操作盤のかさ上げ	改築更新に合わせて実施
(例)	〇〇雨水ポンプ場	ポンプ棟	防水シャッターの設置 配管、ケーブル類の貫通孔の止水	
(例)	〇〇雨水ポンプ場	ポンプ棟	燃料移送機器類の移設	

④ 実施計画（中期：5～10年程度）

	(1)	(2)	(3)	(4)
	施設名称	耐水化対象施設	事業内容	備考
(例)	〇〇浄化センター	水処理棟	防水扉の設置、開口部の閉塞	耐震化に合わせて実施

国 水 下 事 第 1 3 号
 令 和 2 年 5 月 2 1 日

(別紙)

各 都 道 府 県 下 水 道 主 管 部 長 殿
 各 政 令 指 定 都 市 下 水 道 主 管 局 長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
 下水道事業課長

下水道の施設浸水対策の推進について

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生している。令和元年東日本台風では、河川からの氾濫や内水氾濫の発生により下水道施設が浸水し、市民生活に多大な影響を与えることになった。

ついては、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、別紙のとおりハード・ソフトによる施設浸水対策の考え方をとりまとめたので、この内容を踏まえて、施設浸水対策を確実に実施するようお願いする。

具体的には、「下水道ＢＣＰ策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」に基づき、令和２年度中に施設浸水対策を含むＢＣＰの見直しを行うとともに、これらのうち、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和３年度までに策定し、その内容に沿って順次耐水化を進めるようお願いする。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

下水道の施設浸水対策の基本的な考え方

①耐水化の対象外力の設定

- ハード・ソフトによる下水道施設の浸水対策については、以下の方針により実施する。
 - ・下水道施設のハード対策（耐水化）において目標とする浸水深（以下「対策浸水深」という。）は、施設の供用期間等を踏まえ、中高頻度の確率（1/30～1/80 程度）で発生する河川氾濫等を想定して設定することを基本とし、影響人口の大小や応急復旧の難易など被災時のリスクの大きさを踏まえ、下水道管理者が決定する。なお、対策の実施にあたっては、堤防等の整備進捗状況等を踏まえ、その必要性を判断する。
 - ・対策浸水深より大きな浸水深に対しては、ＢＣＰによるソフト対策によって「下水道機能の迅速な回復」を目指す。

②効率的・効果的な対策手法

- 対策浸水深や重要設備の配置、構造物の構造等を踏まえ、電気設備の上階への移設や防水仕様の設備への更新、建物全体の耐水化、重点区画の耐水化を適切に組み合わせ、効率的、効果的に対策を進める。
- この際、必要な機能確保のため、燃料タンクや燃料移送ポンプ等の補機類を含めて耐水化を実施する他、ポンプ等の継続的な運転に支障がないよう沈砂池等の覆蓋の流出防止対策を講じることが重要である。また、ハンドホール等の各種貫通孔や管廊からの浸水防止等にも留意する。

③段階的な対策の進め方

- 被災時のリスクの大きさや設備の重要度に応じて、段階的に耐水化を推進し、災害時における必要な下水道機能を確保する。具体的には、以下のように対策を進める。
 - ・地方公共団体は、令和２年度中に施設浸水対策を含むＢＣＰの見直しを行うとともに、リスクの高い下水道施設の耐水化について、対策浸水深や対策スケジュール等を明らかにした耐水化計画を令和３年度までに策定する。
 - ・耐水化計画に定める対策スケジュールについては、５年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了し、揚水機能を確保するとともに、１０年程度で余剰汚泥ポンプ等の耐水化を完了し、沈殿機能を確保することを基本とする。

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 2 2 日

北海道開発局 地域事業管理官 殿
河川情報管理官 殿
東北、中部、近畿、四国、九州地方整備局
水災害予報センター長 殿
地域河川課長 殿
関東、北陸、中国地方整備局
水災害対策センター長 殿
地域河川課長 殿
沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿
建設産業・地方整備課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室 企画専門官
下水道部 下水道事業課 課長補佐

下水道施設の「耐水化計画」の策定について（協力依頼）

国土交通省では、令和元年東日本台風に伴う下水道施設の被災、市民生活への多大な影響の発生を踏まえ、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」（以下、「委員会」という。）を設置し、下水道の施設浸水対策等について検討を進めています。

委員会では下水道施設の耐水化を推進するための基本的な考え方や効率的・効果的な対策手法についても議論を進めているところですが、第二回委員会の検討結果を踏まえ、下水道管理者において令和3年度までに、対策浸水深や対策箇所 の優先順位等を明らかにした「耐水化計画」の策定をすることとしました。

つきましては、「耐水化計画」の策定の検討にあたり、下水道管理者から河川管理者に洪水浸水想定区域図の検討などで保有している資料やデータについての問合せ、提供の依頼あった際には、下記のとおり対応いただくようお願いします。

また、都道府県の河川主管課長に対して、この旨を周知するとともに同様に対応されるようお願いいたします。

記

1. 提供する資料・データについて

- (1)洪水浸水想定区域図の検討成果
- ・洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（以下、「マニュアル」）、「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第2版）」（以下、「手引き」）等に基づく検討で得ら

れた成果

- ・なお、マニュアル及び手引きで示されている「その他の外力による洪水浸水想定区域・浸水深の設定」に基づき、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水解析のほか、以外の複数の規模の降雨で浸水解析を実施している場合はこれを含む。

(2)その他、過去洪水における氾濫実績のデータ（浸水範囲、浸水深）など提供可能なもの

2. 洪水ハザードマップ作成支援のため、地方公共団体へ既に洪水浸水想定区域図の検討成果を提供している場合は、「耐水化計画」の策定のため下水道担当部署においても活用されることに対して、承諾いただくようお願いします。

【問い合わせ先】
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室
企画専門官 大吉（内線 35453）
水防調査係長 西 （内線 35459）
TEL：03－5253－8111（代表） FAX：03－5253－1603
下水道部下水道事業課
課長補佐 大角（内線 34238）
広域調整係長 小林（内線 34236）
TEL：03－5253－8111（代表） FAX：03－5253－1597

〇〇市 耐水化計画

〇〇市下水道課
策定 令和 〇年 〇月

① 基本方針

対象外力及び対象施設の考え方を記載
(対象外力)

(対象施設)

② 対象施設及び対策浸水深

(例)	施設名称	施設能力（現有）	影響人口	対象外力	対象確率	対策浸水深
	〇〇浄化センター	50,000m ³ /日	約11万人	〇〇川 (1級河川)	50年確率 (整備計画と同等)	GL+2.0m
	〇〇汚水中継ポンプ場	30m ³ /分	約4万人	〇〇川 (1級河川)	50年確率 (整備計画と同等)	GL+0.5m
	〇〇雨水ポンプ場	180m ³ /分	約4千人	△△川 (2級河川)	30年確率 (11と同等)	GL+3.0m

③ 確保すべき機能（短期：5年程度）

(例)	施設名称	確保すべき機能	対策施設と関連する主要設備機器	備考
	〇〇浄化センター	揚水機能	管理棟：受変電設備、監視制御設備、自家発電設備 ポンプ棟：ポンプ、電動機、現場操作盤 管廊：各施設への浸水防除	消毒機能は応急対応によって機能確保
	〇〇汚水中継ポンプ場	揚水機能	管理ポンプ棟：受変電設備、ポンプ、電動機、現場操作盤、自家発電設備	
	〇〇雨水ポンプ場	揚水機能	ポンプ棟：ポンプ、原動機、現場操作盤、自家発電設備	

確保すべき機能（中期：5～10年程度）

(例)	施設名称	確保すべき機能	対策施設と関連する主要設備機器	備考
	〇〇浄化センター	沈殿機能 汚泥処理機能	水処理棟：動力制御盤	水処理棟については、主要な電気設備が設置された動力制御室のみを耐水化

④ 実施計画（短期：5年程度）

	(1)	(2)	(3)	(4)
	施設名称	耐水化対象施設	事業内容	備考
(例)	〇〇浄化センター	管理棟	防水扉の設置、開口部の閉塞	別途、静水圧や浮力等に対する対策の必要性について検討が必要
(例)	〇〇浄化センター	ポンプ棟	防水扉の設置、開口部の閉塞、沈砂池の覆蓋 流出防止対策	
(例)	〇〇浄化センター	管廊	トップライトの止水、止水板の設置	
(例)	〇〇汚水中継ポンプ場	管理ポンプ棟	止水板、土嚢の設置	豪雨が想定される際に設置
(例)	〇〇汚水中継ポンプ場	管理ポンプ棟	現場操作盤のかさ上げ	改築更新に合わせて実施
(例)	〇〇雨水ポンプ場	ポンプ棟	防水シャッターの設置 配管、ケーブル類の貫通孔の止水	
(例)	〇〇雨水ポンプ場	ポンプ棟	燃料移送機器類の移設	

④ 実施計画（中期：5～10年程度）

	(1)	(2)	(3)	(4)
	施設名称	耐水化対象施設	事業内容	備考
(例)	〇〇浄化センター	水処理棟	防水扉の設置、開口部の閉塞	耐震化に合わせて実施

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 1 6 日

各 都 道 府 県 下 水 道 担 当 課 長
各 政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 部 長 殿
(地 方 整 備 局 等 下 水 道 担 当 課 長 経 由)

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 下 水 道 部
下 水 道 事 業 課 課 長 補 佐
事 業 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 室 課 長 補 佐

下水道施設の耐水化の早期実施について

令和元年東日本台風において、下水道施設が浸水により機能停止するなどの被害が生じたことを受け、令和2年5月21日付け下水道事業課長通知「下水道の施設浸水対策の推進について」を発出し、被災時のリスクの高い下水道施設については耐水化計画を令和3年度までに策定し、その内容に沿って順次耐水化を進めるようお願いしています。

このような中、令和2年7月豪雨において、再び下水処理場や雨水ポンプ場等の複数の施設で浸水による機能停止が発生しました。そこで、被災時のリスクの高い下水道施設の耐水化についてさらなる加速化を図り、確実に対策を進めるため、令和2年7月16日付け下水道事業課事業マネジメント推進室長通知「「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について」にて改めて周知したところです。

つきましては、耐水化が必要となるすべての施設について、令和3年度予算において耐水化に係る施設整備又は設計(耐水化計画の策定を含む)を実施するために、令和3年度執行予定調書に必要額を計上していただきますよう、お願いいたします。

留意事項

1. 耐水化が必要なすべての施設の考え方については、令和2年7月16日付け下水道事業課事業マネジメント推進室長通知「「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について」にて連絡したとおりです。
2. 耐水化が必要なすべての施設について、現在発出している令和3年度執行予定調書へ耐水化に係る施設整備費もしくは測量・設計費を計上してくださるようお願いいたします。なお、耐水化計画の策定に係る検討も測量・設計費の対象として計上することが可能です。
3. 緊急的な施設浸水対策に必要な水防資機材等の配備についても、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業において実施可能ですので、積極的にご活用ください。
4. 上記について、可能な限り令和2年度予算への前倒しの可否を検討し、一部でも前倒しが可能なものについては、令和3年度執行予定調書で前倒し可能額を記載してください。
5. 耐水化に係る施設整備についても、可能な限り早急に着手していただくよう、お願いいたします。

国 不 動 第 9 号
国 水 環 防 第 16 号
国 水 下 流 第 17 号
令 和 2 年 7 月 17 日

記

各都道府県不動産業主管部局長
各都道府県水防担当部局長
各都道府県、政令指定都市 下水道担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 不 動 産 業 課 長

水管理・国土保全局 河 川 環 境 課 長

下水道部流域管理官
(公 印 省 略)

水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について（依頼）

平成30年7月豪雨等により各地で極めて甚大な被害が発生したことを受け、国土交通省では、「水害ハザードマップの周知に関する不動産関連団体への協力について（依頼）」（令和元年7月26日国土動第47号ー2、国水環第36号ー2、国水下流第9号）を発出し、宅地建物取引業者より、水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップの入手方法や内容等について問い合わせ等があった場合には、適切に対応するようご協力をお願いしているところです。

今般、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和2年内閣府令・国土交通省令第2号）が公布され、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者が、重要事項説明として説明しなければならない事項に、「水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第11条第1号の規定により当該宅地又は建物が存する市町村が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」が追加され、本年8月28日より施行されることとなりました。

当該事項の説明にあたっては、宅地建物取引業者が、各市町村のウェブサイトに掲載されている水害ハザードマップを印刷し、当該水害ハザードマップに当該宅地又は建物の所在地を示したものを当該宅地又は建物の購入者等に交付すること等としております。

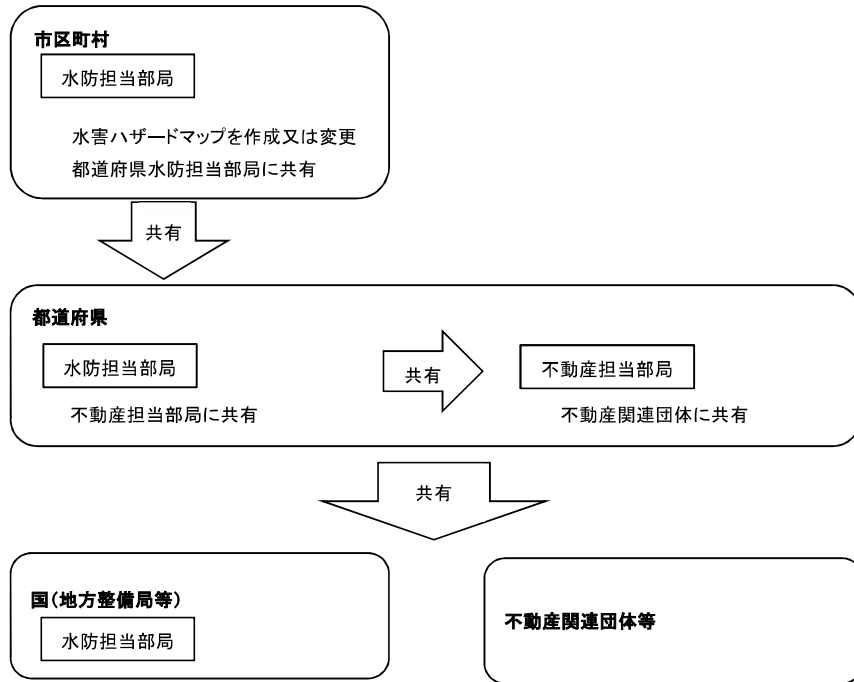
つきましては、下記の事項を含め、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう、留意いただきますようお願いいたします。また、改めて水害ハザードマップの住民等への普及・周知に努めるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市区町村（下水道部局においては政令指定都市を除く）に対する周知をお願いいたします。

- （1） 常に最新の水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを当該市区町村のウェブサイトに掲載しておくこと。
- （2） 市区町村が水害ハザードマップを新たに作成又は変更した時は、別紙を参考に、遅滞なく関係機関へその旨を周知すること。
- （3） 宅地建物取引業者及び購入者等からの問い合わせに係る窓口を明確化するとともに、問い合わせに対して、迅速かつ適切に対応すること。
- （4） 「不動産関連団体の研修会等の場における水害リスクに関する情報の解説等について（依頼）」（平成31年4月26日国土動第9号ー1、国水環第2号）のとおり、引き続き、不動産関連団体の求めに応じ、不動産関連団体が開催する研修会等の場へ職員を派遣するなど、水害リスクに関する情報の解説等に努めること。

水害ハザードマップを新たに作成又は変更した時の宅地建物取引業者への周知について

市区町村が水害ハザードマップを新たに作成又は変更した時は、宅地建物取引業者が取引の相手側に最新の水害ハザードマップを用いて重要事項説明が実施できるよう、例えば、以下の方法により関係機関に遅滞なく周知することをお願いいたします。



改正後	
（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項） 第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。 一〇三（略） 三の二 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第十一号の規定により当該宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地 四〇七（略）	（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項） 第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。 一〇三（略） 三の二（新設） 四〇七（略）

（法第二十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項） 第十六条の四の七 法第二十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号の二まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。 一〇三（略） 三の二 水防法施行規則第十一条第一号の規定により当該信託財産である宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該信託財産である宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該信託財産である宅地又は建物の所在地 四〇七（略）	（法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項） 第十六条の四の七 法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。 一〇三（略） 三の二（新設） 四〇七（略）
--	---

この命令は、令和二年八月二十八日から施行する。

附 則

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 2 1 日

各都道府県 下水道主管部長 殿
各政令指定都市 下水道主管局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付流域下水道計画調整官

内水ハザードマップの作成及び公表の促進について

近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発し、平成 3 0 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風に続き、今年度も梅雨前線に伴う大雨により甚大な浸水被害が発生している。昨年度には、浸水被害があった市区町村のうち内水ハザードマップを作成していない市区町村も見受けられたことから、令和元年 1 0 月 2 8 日付事務連絡「内水ハザードマップの作成促進について」を発出し、「特に、床上浸水など甚大な浸水被害が発生した地区などを有する、内水ハザードマップの早期作成が必要な市区町村においては、重点的に作成を進めるべきと考えている」としているところである。

内水ハザードマップは、浸水に関する情報等を住民に分かりやすく提供することにより、住民を円滑に避難・誘導するための機能や自助及び共助を促すための機能を有するものであることから、早期に作成・公表することが望ましい。しかし、作成に時間を要する場合もあり、公表まで内水による浸水に関する情報が住民に示されないことがある。

また、内水による浸水は河川堤防の決壊等による浸水と異なり、比較的高頻度であることや、浸水被害発生までの時間が短く避難までのリードタイムの確保が困難なこと、河川から離れた地区においても発生する可能性があることから、洪水ハザードマップ等の情報とは別に、内水による浸水リスクを住民へ周知し認識してもらうことが重要である。

については、内水ハザードマップ作成の必要性を改めて認識していただき、早期作成・公表をお願いする。特に、床上浸水など甚大な浸水被害が発生した地区などを有する内水ハザードマップの早期作成が必要な 5 0 0 市区町村のうち、未作成の市区町村においては、令和 2 年度末までに内水ハザードマップ等の作成・公表が完了するようお願いする。なお、内水浸水想定は、原則、浸水シミュレーションを活用して作成するべきであるが、早期の作成が困難な場合、まずは過去の浸水実績に基づく浸水範囲の明示や地形情報等を活用した簡易的な手法による作成も考えられる。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（政令指定都市を除く）に対して周知するとともに、作成等の促進をお願いする。

（参考）

- ・ 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省ホームページ）
https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html
- ・ 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省ホームページ）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000433.html

内水ハザードマップの早期策定が必要な地方公共団体 (1/4)

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
北海道	札幌市	山形県	山形市
北海道	室蘭市	山形県	鶴岡市
北海道	釧路市	山形県	酒田市
北海道	帯広市	山形県	天童市
北海道	岩見沢市	山形県	東根市
北海道	留萌市	山形県	南陽市
北海道	三笠市	山形県	山辺町
北海道	滝川町	山形県	大江町
北海道	余市町	山形県	真室川町
北海道	豊富町	山形県	高畠町
北海道	日高町	福島県	福島市
北海道	浦河町	福島県	会津若松市
北海道	釧路町	福島県	郡山市
北海道	別海町	福島県	いわき市
青森県	青森市	福島県	白河市
青森県	弘前市	福島県	須賀川市
青森県	八戸市	茨城県	水戸市
青森県	六戸町	茨城県	土浦市
岩手県	盛岡市	茨城県	古河市
岩手県	宮古市	茨城県	結城市
岩手県	花巻市	茨城県	常総市
岩手県	北上市	茨城県	取手市
岩手県	久慈市	茨城県	ひたちなか市
岩手県	一関市	茨城県	守谷市
岩手県	釜石市	茨城県	東海村
岩手県	滝沢市	茨城県	境町
岩手県	紫波町	栃木県	足利市
岩手県	矢巾町	栃木県	栃木市
岩手県	平泉町	栃木県	鹿沼市
宮城県	仙台市	栃木県	小山市
宮城県	石巻市	栃木県	那須塩原市
宮城県	塩竈市	栃木県	野木町
宮城県	気仙沼市	群馬県	前橋市
宮城県	白石市	群馬県	高崎市
宮城県	名取市	群馬県	伊勢崎市
宮城県	角田市	群馬県	太田市
宮城県	登米市	群馬県	藤岡市
宮城県	大崎市	群馬県	玉村町
宮城県	大河原町	埼玉県	さいたま市
宮城県	村田町	埼玉県	川越市
宮城県	柴田町	埼玉県	熊谷市
宮城県	丸森町	埼玉県	川口市
宮城県	亘理町	埼玉県	行田市
宮城県	松島町	埼玉県	秋父市
宮城県	涌谷町	埼玉県	所沢市
秋田県	秋田市	埼玉県	飯能市
秋田県	能代市	埼玉県	加須市
秋田県	大館市	埼玉県	本庄市
秋田県	大仙市	埼玉県	東松山市
秋田県	五城目町	埼玉県	春日部市

※灰色網掛けは作成・公表済みの自治体

内水ハザードマップの早期策定が必要な地方公共団体 (2/4)

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
千葉県	八千代市	神奈川県	横浜市	静岡県	磐田市
千葉県	我孫子市	神奈川県	川崎市	静岡県	焼津市
千葉県	鎌ヶ谷市	神奈川県	相模原市	静岡県	掛川市
千葉県	浦安市	神奈川県	横須賀市	静岡県	藤枝市
千葉県	八街市	神奈川県	平塚市	静岡県	袋井市
千葉県	印西市	神奈川県	鎌倉市	静岡県	伊豆の国市
千葉県	白井市	神奈川県	藤沢市	静岡県	函南町
千葉県	香取市	神奈川県	小田原市	愛知県	名古屋市
千葉県	神崎町	神奈川県	茅ヶ崎市	愛知県	豊橋市
千葉県	横芝光町	神奈川県	逗子市	愛知県	岡崎市
東京都	千代田区	神奈川県	秦野市	愛知県	一宮市
東京都	中央区	神奈川県	厚木市	愛知県	半田市
東京都	港区	神奈川県	伊勢原市	愛知県	春日井市
東京都	新宿区	神奈川県	海老名市	愛知県	津島市
東京都	文京区	神奈川県	座間市	愛知県	碧南市
東京都	台東区	神奈川県	南足柄市	愛知県	刈谷市
東京都	墨田区	神奈川県	寒川町	愛知県	豊田市
東京都	江東区	山梨県	甲府市	愛知県	安城市
東京都	品川区	長野県	長野市	愛知県	西尾市
東京都	目黒区	長野県	岡谷市	愛知県	蒲郡市
東京都	大田区	長野県	諏訪市	愛知県	犬山市
東京都	世田谷区	長野県	大町市	愛知県	常滑市
東京都	渋谷区	長野県	茅野市	愛知県	江南市
東京都	中野区	長野県	千曲市	愛知県	小牧市
東京都	杉並区	新潟県	新潟市	愛知県	稲沢市
東京都	豊島区	新潟県	長岡市	愛知県	東海市
東京都	北区	新潟県	三条市	愛知県	大府市
東京都	板橋区	新潟県	新発田市	愛知県	知多市
東京都	練馬区	新潟県	十日町市	愛知県	知立市
東京都	足立区	新潟県	見附市	愛知県	尾張旭市
東京都	葛飾区	新潟県	五泉市	愛知県	高浜市
東京都	江戸川区	新潟県	上越市	愛知県	岩倉市
東京都	八王子市	新潟県	魚沼市	愛知県	豊明市
東京都	立川市	新潟県	南魚沼市	愛知県	北名古屋
東京都	武蔵野市	富山県	富山市	愛知県	みよし市
東京都	三鷹市	富山県	高岡市	愛知県	あま市
東京都	府中市	富山県	上市町	愛知県	東郷町
東京都	調布市	石川県	金沢市	愛知県	豊山町
東京都	小平市	石川県	加賀市	愛知県	大口町
東京都	東村山市	石川県	内灘町	愛知県	扶桑町
東京都	国分寺市	岐阜県	岐阜市	愛知県	大治町
東京都	福生市	岐阜県	大垣市	愛知県	蟹江町
東京都	狛江市	岐阜県	多治見市	愛知県	東浦町
東京都	東大和市	岐阜県	美濃加茂市	愛知県	幸田町
東京都	清瀬市	岐阜県	可児市	三重県	四日市市
東京都	東久留米市	静岡県	静岡市	三重県	伊勢市
東京都	武蔵村山市	静岡県	浜松市	三重県	桑名市
東京都	多摩市	静岡県	沼津市	三重県	鈴鹿市
東京都	西東京市	静岡県	三島市	福井県	福井市
東京都	日の出町	静岡県	富士市	福井県	小浜市

※灰色網掛けは作成・公表済みの自治体

内水ハザードマップの早期策定が必要な地方公共団体（3/4）

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
福井県	鯖江市	大阪府	摂津市
滋賀県	大津市	大阪府	高石市
滋賀県	彦根市	大阪府	藤井寺市
滋賀県	長浜市	大阪府	東大阪市
滋賀県	草津市	大阪府	四條畷市
滋賀県	守山市	大阪府	交野市
滋賀県	栗東市	大阪府	大阪狭山市
滋賀県	甲賀市	大阪府	島本町
滋賀県	野洲市	大阪府	忠岡町
滋賀県	湖南市	兵庫県	神戸市
滋賀県	高島市	兵庫県	姫路市
滋賀県	日野町	兵庫県	尼崎市
滋賀県	竜王町	兵庫県	明石市
滋賀県	豊郷町	兵庫県	西宮市
滋賀県	多賀町	兵庫県	洲本市
京都府	京都市	兵庫県	伊丹市
京都府	福知山市	兵庫県	豊岡市
京都府	舞鶴市	兵庫県	加古川市
京都府	宇治市	兵庫県	西脇市
京都府	城陽市	兵庫県	三木市
京都府	向日市	兵庫県	高砂市
京都府	長岡京市	兵庫県	三田市
京都府	八幡市	兵庫県	加西市
京都府	京丹後市	兵庫県	丹波篠山市
京都府	木津川市	兵庫県	丹波市
京都府	与謝野町	兵庫県	淡路市
大阪府	大阪市	兵庫県	宍粟市
大阪府	堺市	兵庫県	加東市
大阪府	岸和田市	兵庫県	たつの市
大阪府	豊中市	兵庫県	猪名川町
大阪府	池田市	兵庫県	稲美町
大阪府	吹田市	兵庫県	播磨町
大阪府	泉大津市	兵庫県	太子町
大阪府	高槻市	奈良県	奈良市
大阪府	貝塚市	奈良県	橿原市
大阪府	守口市	奈良県	桜井市
大阪府	枚方市	奈良県	三郷町
大阪府	茨木市	和歌山県	和歌山市
大阪府	八尾市	和歌山県	海南市
大阪府	泉佐野市	和歌山県	田辺市
大阪府	富田林市	和歌山県	新宮市
大阪府	寝屋川市	和歌山県	美浜町
大阪府	河内長野市	鳥取県	倉吉市
大阪府	松原市	鳥取県	浜田市
大阪府	岡山市	岡山県	岡山市
大阪府	和泉市	岡山県	倉敷市
大阪府	箕面市	岡山県	玉野市
大阪府	柏原市	岡山県	井原市
大阪府	羽曳野市	岡山県	総社市
大阪府	門真市	岡山県	新見市

※灰色網掛けは作成・公表済みの自治体

内水ハザードマップの早期策定が必要な地方公共団体（4/4）

都道府県名	市区町村名
福岡県	福津市
福岡県	糸島市
福岡県	那珂川市
福岡県	志免町
福岡県	筑前町
福岡県	香春町
福岡県	赤村
福岡県	苅田町
佐賀県	佐賀市
佐賀県	唐津市
佐賀県	武雄市
長崎県	佐世保市
長崎県	南島原市
長崎県	時津町
長崎県	佐々町
熊本県	熊本市
熊本県	八代市
熊本県	人吉市
熊本県	水俣市
熊本県	宇土市
熊本県	宇城市
熊本県	天草市
熊本県	合志市
熊本県	益城町
熊本県	氷川町
大分県	大分市
大分県	中津市
大分県	日田市
大分県	臼杵市
大分県	津久見市
大分県	杵築市
宮崎県	宮崎市
宮崎県	都城市
宮崎県	延岡市
宮崎県	日南市
宮崎県	日向市
宮崎県	西都市
宮崎県	高鍋町
宮崎県	門川町
鹿児島県	鹿児島市
鹿児島県	枕崎市
鹿児島県	指宿市
鹿児島県	日置市
鹿児島県	霧島市
鹿児島県	南さつま市
沖縄県	那覇市
沖縄県	沖縄市
沖縄県	うるま市
沖縄県	北中城村
沖縄県	南風原町

計	500 自治体
うち作成・公表済	395 自治体

※令和2年3月末時点

※灰色網掛けは作成・公表済みの自治体

各都道府県下水道担当部長 殿
各指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について

下水道事業の経営環境は、今後加速化する人口減少等による有収水量の減少に加え、施設・設備の老朽化に伴う修繕費・改築更新費の増大、さらには頻発・激甚化している自然災害による被害の防止・最小化のための投資需要の増大など、益々厳しさを増していくものと考えられます。

将来にわたって、都市の清潔保持や伝染病の予防、河川の水質保全等の下水道が担っている役割を持続的に果たしていくためには、的確な現状把握を行った上で、中長期的な見通しを立て、費用構造等を踏まえた適切な収支構造へと適時適切に見直していく必要があります。そして、経営環境の変化に対応し、下水道サービスのあり方について絶えず検討を行っていくことが求められます。

こうした背景の下、国土交通省では、令和元年8月に、学識経験者を構成員とする「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置しました。検討会では、全国の下水道管理者における使用料算定事務等の実態調査等により、地域ごとの経営条件の違いにも留意しつつ、議論が重ねられ、先般、報告書がとりまとめられたところです。

検討会の報告書では、主に以下の点が課題となっている旨の指摘がなされました。

- ・中長期収支見通しの作成が不十分である
- ・収支構造見直しの必要性の確認が不十分である
- ・多くの事業体で収支均衡する見通しも立っていない
- ・近隣都市とのバランスを過大に重視して、収支構造適正化の判断が適切なものとなっていないおそれがある
- ・個別原価に基づく使用料体系の設定が適切に行われていないおそれがある
- ・使用料収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費割合に比して、低水準となっており、人口減少の進行等により、下水道サービスの維持が困難となるおそれがある
- ・下水道の役割・効果に係る広報、使用料改定時の広報内容が不十分である

- ・使用料の徴収漏れ・誤徴収事案が頻発している

そこで、検討会の報告書等を踏まえ、今後、各下水道管理者において実施すべき収支構造適正化に向けた取組等を、下記のとおり整理しましたので、対応可能な事項から順次着手いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえ、市民生活及び経済活動に与える影響にも十分に配慮した上で、収支構造の見直しの検討を不断に進めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して周知していただくとともに、適切なお助言等をいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 経営状況の「見える化」等による住民理解の促進

下水道管理者は、収支構造の適正化に向けた取組を進めるに当たっては、下水道サービスの受益者であり、使用料の支払い等を通じて下水道経営を支える主体でもある住民等の理解を深められるよう取り組むこと。

住民等の理解を高めるため、公営企業会計の適用や経営戦略等の策定・改定を通じた経営状況の「見える化」を一層推進し、経営に関わる情報開示等、経営の計画性・透明性向上に取り組むこと。

また、住民等への説明責任を適切に果たす観点から、外部有識者や住民等が参画する経営審議会等を活用することのほか、専門用語を極力使わないなど理解しやすさを重視した説明を心掛けることはもちろん、平素からタウンミーティング等の双方向の広報手法も積極的に取り入れることが望ましい。その際、総務省が公表している経営比較分析表や国土交通省が提供している経営指標を積極的に活用し、正確かつ理解しやすい説明資料等を作成すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、当面、タウンミーティング等の開催については、慎重に判断するとともに、開催する場合においても、基本的な感染防止対策を講じる必要があることに留意する必要がある。

2. 経営努力の徹底

(1) 費用低減をはじめとする収支改善に向けた取組

下水道使用者から使用料を徴収して事業を行う公営企業である以上、非能率的な管理に起因する原価の増加分を使用者に転嫁することがあってはならないことから、下水道管理者は、不断の経営努力を行い、事業の効率化に努めること。

具体的には、適切な維持管理や新技術の導入、広域化・共同化、官民連携の推進等による費用低減に加えて、接続促進や下水道施設・未利用資源の有効活用等による収支改善にも積極的に取り組むこと。

（２）徴収漏れ等の根絶及び滞納整理の確実な実施

従前から無届工事や職員の事務処理ミス等により、下水道使用料や受益者負担金等の徴収漏れや誤徴収（過大徴収及び過少徴収）の事案が少なからず判明し、中には時効により本来徴収すべき使用料等の全部又は一部が徴収不能となったケースもある。

こうした事態は、負担の公平性を確保する観点から問題があり、住民等の信頼を失墜させることにもつながりかねないため、下水道管理者は、引き続き、徴収漏れ等の根絶に努めること。

また、下水道使用料を納期限までに納付しない者に対する督促等の滞納整理事務についても、確実に実施していくこと。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、滞納者の財産の差押え等を行うことで、事業の継続や生活の維持を困難とするおそれがあるため、滞納者の個別具体的な事情を十分に把握した上で、適切に対応すること。

また、「下水道使用料の支払猶予について」（令和２年３月１８日付け下水道企画課長通知）において、一時的に下水道使用料の支払が困難な事情がある者に対して支払猶予等の柔軟な措置等を講ずるよう要請しているところ、現下の厳しい経済情勢に鑑み、引き続き、使用者の実情を踏まえつつ、適切に支払い猶予等の措置を講じていただきたい。

３．社会経済情勢の変化への適時適切な対応

（１）中長期収支見通し等に基づく適切な収支構造への見直し

公営企業たる下水道事業においては、資本費を含む使用料対象経費に対する経費回収率を１００％以上とすることが目指すべき指標の１つであることに鑑み、下水道管理者は、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成３１年１月２５日付け総財公第９号総務大臣通知）等を踏まえ、着実に公営企業会計の適用に向けた取組を進めるとともに、経営戦略の策定及び改定の際に、「投資・財政計画」の期間中（１０年以上の合理的な期間）に経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を経営戦略に明記すること。その際、必要に応じて有識者等の知見も活用すること。

経営戦略の「投資・財政計画」の基となる投資及び財源の将来試算に当たっては、施設の耐用年数等を踏まえ、可能な限り長期間（３０～５０年超）かつ複数パターンの推計を行うことに加えて、都道府県構想やストックマネジメント計画等との整合を図ること。また、近隣都市の使用料水準との比較を過度に重視することなく、収支見通しに照らし、合理的かつ適切な収支構造とすること。

（２）収支構造の適切性等の定期的な検証・公表

経営戦略については、１０年以上の計画期間の中で、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、３～５年毎に結果の検証を行い、新たな経営戦略に改定するといったＰＤＣＡサイクルの確立が必要とされている。これを踏まえ、各下水道管理者は、使用料算定期間を、３～５年に設定することとし、例えば同期間の経過時に、経営戦略の見直しとあわせて、収支構造の適切性についても検証を行い、経営戦略の改定とあわせて、

積極的に検証結果を公表することも検討されたい。なお、当該公表資料においては、①経過した使用料算定期間全体を通じた収支の結果及びその評価（要因分析については可能な限り定量的に示すこと）、②新たな使用料算定期間における収支バランスの確認結果（収支不足を解消するために講じる措置の具体的内容及び実施予定時期を示すこと）を明記（改定後の経営戦略に記載することも可）すること。

（３）下水道使用料体系見直しの方向性

下水道使用料体系の設定は、社会経済情勢の変化を適時適切に反映させつつ、各地域における排水需要の実態や下水道事業の実情等を十分に勘案して行うこと。

下水道事業は、固定的費用が大宗を占める事業であるため、使用水量の有無にかかわらず一定額を賦課する基本使用料と、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの単価により算定した金額を賦課する従量使用料とを組み合わせた二部使用料制を原則とすること。その上で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。

なお、基本使用料収入の割合を高めることによる影響が生じないよう、必要に応じ、激変緩和を講ずるなど、適切に対応すること。

また、小口使用者の負担軽減のために、一部の大口使用者に過度な負担を強いることは、景気動向によって有収水量の多寡が大きく左右され、経営の不安定化につながるおそれがあるだけでなく、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。

このため、従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう十分留意すること。

さらに、基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい。

４．都道府県による支援

都道府県においては、市町村を包括する広域自治体として、管内の各下水道管理者における収支構造適正化の取組について、具体的かつ積極的に実効性のある支援に取り組むこと。

特に、人員の確保やノウハウの蓄積等の面で、執行体制が脆弱な中小市町村たる下水道管理者に対しては、広域連携に関する体制の構築、各種講習会の開催、先進事例の紹介、下水道経営に精通した人材の斡旋・派遣、助言、技術支援、情報提供、フォローアップ等を積極的に行うことが望まれる。

また、使用料算定期間経過時の収支構造の改善の要否に係る検証業務等、複数の中小規

模の下水道管理者に係る業務を共同で発注することなども有効と考えられる。

以上

(参考)

○国土交通省HP「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000646.html

事 務 連 絡
令和2年7月22日

各都道府県下水道担当課長 殿
各指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
企画専門官

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

国土交通省では、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月21日付け国水下企第34号)により、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえ、市民生活及び経済活動に与える影響にも十分配慮した上で、収支構造の見直しの検討等についてお願いしたところです。

「社会資本整備総合交付金交付要綱の改正について」(令和2年3月31日付け国官会第29901号)において、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップ(以下、「ロードマップ」という。)を策定すること等を交付要件としたところです。ここで、ロードマップとは、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」3(1)の経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものを指すこととし、経営戦略を踏まえ投資及び財源における業績目標を設定していただくようお願いします。

また、ロードマップに基づき収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う污水处理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても周知していただくようお願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 3 日

各都道府県 水防担当課長 殿
下水道担当課長 殿
各政令指定都市 下水道担当部長 殿

水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室
企画専門官
下水道部流域管理官付
課長補佐
海岸室
企画専門官

水害リスク情報の共有について（依頼）

近年、大規模な水害が頻発していることを踏まえて、浸水想定区域等の水害リスク情報を活用した水害発生時における被害軽減に係る様々な取組が進められております。

令和 2 年 7 月 1 7 日には、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和 2 年内閣府令・国土交通省令第 2 号）が公布され、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者が、重要事項説明として説明しなければならない事項に、「水防法施行規則（平成 1 2 年建設省令第 4 4 号）第 1 1 条第 1 号の規定により当該宅地又は建物が存する市町村が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」が追加され、本年 8 月 2 8 日より施行されることとなりました。

また、令和 2 年 6 月 1 0 日には、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制等の対策が推進されることとなっております。

そのほかにも、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告では、各市町村において、ハザードマップ等を参照し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、その情報を防災・危機管理部局と医療・保健・福祉部局等の部局間で共有すること、災害リスクの高い方々から優先的に避難支援体制の構築に向けた検討を行うこと等が示されました。

以上のような施策が展開される中で、今後水害リスク情報が様々な場面で活用されることが想定されることから、貴職におかれましては常に最新の浸水想定区域図等を不動産担当部局、まちづくり担当部局、医療・保険・福祉担当部局等に共有いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市区町村（下水道部局においては政令指定都市を除く）に対する周知をお願いいたします。

<担当者>
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室
企画専門官 大吉
水防調査係長 西
TEL：03-5253-8460（直通）
下水道部流域管理官付
課長補佐 長谷川
計画係長 奥村
TEL：03-5253-8432（直通）
海岸室
企画専門官 小川
海洋開発係長 濱口
TEL：03-5253-8472（直通）

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 7 日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当課長	殿
（上記、各地方整備局経由）	
市町村下水道担当課長	殿
（上記、各都道府県経由）	
日本下水道事業団事業課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全対策（熱中症対策）の徹底（その５）について （令和 2 年 8 月 5 日愛知県名古屋市発注の工事に伴う死亡事故）

本年 8 月 5 日、愛知県名古屋市発注の現道上における舗装復旧工事において、作業員が熱中症で死亡するという事故が発生しました。

熱中症対策の徹底については、「熱中症の注意喚起と対策について（周知）」（令和 2 年 6 月 22 日付け事務連絡）を発出しお願いしているところです。今後も気温の高い日が続くため、各下水道管理者におかれましては、改めて、気象庁が発表する高温注意情報や現場状況等を勘案し、気温や湿度を十分に把握して作業環境の管理を行うとともに、こまめな水分・塩分の補給、休憩場所・休憩時間の確保、作業員の体調管理、熱中症予防に係る労働安全衛生教育など、十分な熱中症対策を図るよう関係者への指導徹底をお願いします。

< 熱中症対策関連情報 >

建設現場における熱中症対策事例集（国土交通省）

HP : <https://www.mlit.go.jp/common/001179488.pdf>

■発生日：令和2年7月31日(金) 午前11時15分頃

■発生場所：山口県岩国市

■報道：あり

■工事概要：雨水調整槽工 V=3,600m³、推進工 L=125.1m Φ1,800

■事故内容：到達立坑の施工前に障害物の有無を確認するため、鋼矢板の

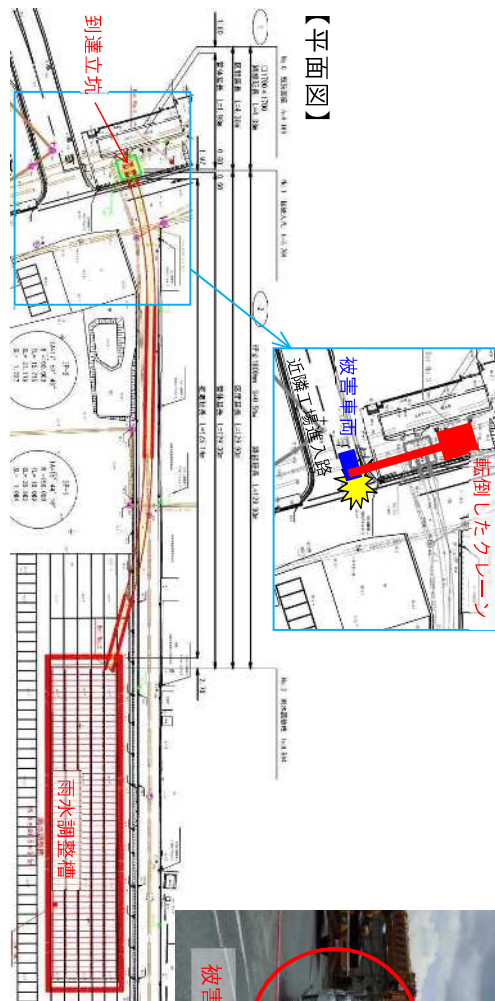
試験打ちを実施した。

試験打ち完了後矢板を引き抜き、下ろす際にラフテレーンク
レーン（25t吊）がバランスを崩して前方へ転倒し、前方道
路を走行中のトラック（2t）を直撃したことで、トラック
運転手（第三者）1名が死亡した。

【発生場所】



【平面図】



【状況写真】



事務連絡
令和2年8月7日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その4）について （令和2年7月31日山口県岩国市発注の工事に伴う死亡事故）

本年7月31日、山口県岩国市発注の雨水調整槽整備工事において、鋼矢板の試験打ち後、矢板を引き抜いて下ろそうとしたところ矢板を吊ったクレーン車がバランスを崩して前方に転倒し、前方道路を走行中のトラックに直撃したことによりトラック運転手（第三者）が死亡するという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、道路上の下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくをお願いします。

加えて、今年度下水道工事に伴う死亡事故が多く発生しているため、下水道セーフティネット等についても再度確認していただき、安全管理の周知徹底、事故の未然防止に努めていただくをお願いします。

事 務 連 絡
令和2年8月28日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当課長	殿
（上記、各地方整備局経由）	
市町村下水道担当課長	殿
（上記、各都道府県経由）	
日本下水道事業団事業課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全対策（熱中症対策）の徹底（その6）について
（令和2年8月21日兵庫県加古川市発注の工事に伴う死亡事故）

本年8月21日、兵庫県加古川市発注の老朽下水道取付管布設替え工事において、交通誘導警備員が熱中症で死亡するという事故が発生しました。

今夏、2回目の熱中症による死亡事故であり、大変憂慮すべき事態と考えています。熱中症対策の徹底については、繰り返し事務連絡を発出しお願いしているところですが、今後も気温の高い日が続くため、各下水道管理者におかれましては、改めて、気象庁が発表する高温注意情報や現場状況等を勘案し、気温や湿度を十分に把握して作業環境の管理を行うとともに、こまめな水分・塩分の補給、休憩場所・休憩時間の確保、作業員の体調管理、熱中症予防に係る労働安全衛生教育など、十分な熱中症対策を図るよう関係者への指導徹底をお願いします。

< 熱中症対策関連情報 >

建設現場における熱中症対策事例集（国土交通省）

HP : <https://www.mlit.go.jp/common/001179488.pdf>

事務連絡
令和2年8月28日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 229 について

1. 人身事故

（1）維持管理作業

令和2年7月は5件（死亡：0件、負傷：5件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ2件増加しました。

主な負傷事故として、処理場内の高架水槽の清掃作業中、高架水槽の上部から転落し負傷（左肩甲骨骨折、左肩脱臼、鼻骨骨折、顔面裂傷、歯牙破折）した事故や、送風機へのグリス給脂作業中、電源スイッチを切った後、緩やかに回転していたVベルトを手で止めようとした際に、駆動プーリーとVベルトに右手小指が挟まれ負傷（右小指伸筋腱断裂、両側側副靱帯断裂）した事故等が発生しました。

（2）工事

令和2年7月は8件（死亡：1件、負傷：7件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総数は2件減少しました。

既に全国の下水道管理者の皆様には周知させていただきましたが、雨水調整槽整備工事において、鋼矢板の試験打ち後、矢板を引抜いて下ろそうとしたところ矢板を吊ったクレーン車がバランスを崩して前方に転倒し、前方道路を走行中のトラックに直撃したことによりトラック運転手（第三者）が死亡するという事故が発生しました。

2. 水質事故等

令和2年7月は3件（水質事故：2件、その他案件：1件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ2件減少しました。

主な水質事故として、雨水ポンプの運転中に放流ゲートが突然閉まり、雨水を排水できなくなったことで雨水吐出井の内圧が高まり、躯体が破損し、沈砂池室へ雨水が流入した事案等が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

各下水道管理者におかれましては、重機の作業範囲の確認や、高所作業時の墜落制止用器具着用など作業前の安全確認を行い、安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。
HP：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP：http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

（担当・問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故担当）

高橋：takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

大山：ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山：murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和2年度
下水道に関する人身事故発生状況について
(令和2年7月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故発生状況(総括)
(令和2年7月末現在)

令和2年度														(単位:件)	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月までの 集計	合計
維持 管理 作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (6)	13 (36)
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	13 (6)	13 (36)
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	13 (6)	13 (7)	13 (8)	13 (13)	13 (18)	13 (23)	13 (28)	13 (35)	13 (36)	-	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (1)	3 (7)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	0 (7)	0 (6)	0 (4)	0 (15)	0 (9)	0 (9)	0 (5)	0 (10)	0 (11)	9 (18)	9 (87)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	0 (7)	0 (6)	0 (5)	0 (15)	0 (10)	0 (10)	0 (7)	0 (11)	0 (11)	12 (19)	12 (94)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	12 (19)	12 (25)	12 (30)	12 (45)	12 (55)	12 (65)	12 (72)	12 (83)	12 (94)	-	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (1)	3 (7)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	5 (10)	0 (7)	0 (5)	0 (20)	0 (14)	0 (14)	0 (10)	0 (17)	0 (12)	22 (24)	22 (123)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	5 (10)	0 (7)	0 (6)	0 (20)	0 (15)	0 (15)	0 (12)	0 (18)	0 (12)	25 (25)	25 (130)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	25 (25)	25 (32)	25 (38)	25 (58)	25 (73)	25 (88)	25 (100)	25 (118)	25 (130)	-	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和2年7月末現在)

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和2年7月末現在

令和2年度		(単位:件)															
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計		
事業 者 主 体	1. 都道府県	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	16		
	2. 政令市	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5		
	3. 一般市	2	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6	12		
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3		
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36		
発 生 施 設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2. マンホール	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4		
	3. 処理場	3	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8	22		
	4. ポンプ場	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4		
	5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6		
	合計	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36		
事 故 類 型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	負傷事故	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36		
	1. 墜落・転落	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	11		
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8		
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	5. 転倒	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3		
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	9. 感電	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	12. 公衆災害	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	14. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9		
	合計	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36		
被 災 者 数 (人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2		
	2. 委託先業者	3	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9	33		
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
	合計(人)	4	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36		
	累計	4	6	8	13	13	13	13	13	13	13	13	13	-	-		

令和元年度					(単位:人)									
被災者数 (人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	4	4	5	5	6	1	33
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	合計(人)	1	1	1	3	1	1	5	5	5	5	7	1	36
	累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	35	36	—

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者				
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
7月											
1	R2.7.10	3. 一般市	処理場	①負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	槽内の送風機へのグリス給油作業中、電源スイッチを切った後、緩やかに回転していたVベルトを手で止めようとした際に、駆動プーリーとVベルトに右手小指が挟まれた。	給気ファンフィルターの日詰まりにより、電源スイッチを切った後Vベルトが完全に停止しないことが原因の1つであったため、ファンの清掃を実施。また、委託業者を含む安全マニュアルの再確認を実施。	委託先業者	53	男	右小指伸筋腱断裂、右側脛前筋断裂
2	R2.7.10	3. 一般市	処理場	①負傷事故	④感電	処理場の旧電機集束室にある三相変圧器の二次側負荷電源開閉のため、キュービクル裏側扉を開け、その内側にビス止めされている金属板パネルを外した際、誤って同変圧器2次側の配線用遮断器後部側面バー端子部へ金属板パネルを接触させたことにより、キュービクルフレーム間で接触しアークが発生し、負傷した。	・充電中のキュービクル内のパネルは外さない。 ・充電中のキュービクル内には身体を入れない。ただし、接地線の漏洩電流測定等の場合には、高圧の接触距離以内に接近しない範囲です。最後まで身体の一部をキュービクル内に入れることができる。 ・全職員が本事故の重大な教訓を共有し、今後同様の事故発生を防止するために、保安業務従事者全員参加による事故検討会を実施する。等	委託先業者	43	男	左上肢、顔部、胸部第2度熱傷
3	R2.7.21	2. 政令市	ポンプ場	①負傷事故	①墜落・転落	被災職員は高架構造上部に上り、同点検歩廊部分にいる職員とともに、水槽清掃用の資材の引き上げ作業を行っていた。その後、休憩を取るよう本人に直接声をかけたが、下へ降りてこなかったため、再度下から休憩を取るよう声掛けを行った。しかし返事がなく、それから間もなく大きな衝撃音があり、被災職員が転落しているのを発見した。 被災職員はヘルメット、半長靴、ビニル手袋、マスクを着用。墜落制止用器具は使用していない。	検計中	自治体職員	41	男	左肩甲骨骨折、左肩臼臼、肋骨骨折、顔面裂傷、歯牙破折
4	R2.7.28	3. 一般市	その他	①負傷事故	①墜落・転落	貯留施設の内部を清掃作業中、高圧洗浄車の操作を行っていた作業員が、開口部付近の作業状況や放水口に付属するコックの状態を確認せず、高圧洗浄車の運転を開始したところ、洗浄水が噴き出し、その洗浄水を避けようとした被災者が誤って開口部に転落し、負傷した。	・外部講習の受講を検討する等。社内教育を豊富に。安全管理の徹底を図るよう指示。 ・業務計画書の作業手順及び安全管理に関する項目について、見直しを行い、再発防止策を決定した旨を現場へ自明まで一足出すよう指示。（その間の作業は休止中）	委託先業者	68	男	肋骨・左腰骨骨折
5	R2.7.28	1. 都道府県	マンホール	①負傷事故	⑦公衆災害	マンホールの引き上がりで原因と思われる車両の横転事故により、当該車両の運転手が負傷した。	原因究明後に検討	第三者	不明	男	打撲

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.事故発生状況(工事)

(令和2年7月末現在)

令和2年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
事業者主体	1. 都道府県	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	13
	2. 政令市	3	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	13	36
	3. 一般市	1	3	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	15	55
	4. 町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	合計	4	10	8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	33	111
工事分類	1. 管きょ開削	2	6	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	21	59
	2. 管きょ推進	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8
	3. 管きょシールド	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
	4. 管きょその他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
	5. 処木土木建築	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	19
事故類型	6. 処木機械電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	7. 処木その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	合計	4	10	8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	33	111
	1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	29
被災者数(人)	3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	6. 激突	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5
	7. 土砂崩壊	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8
その他(民間発注工事など)	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
被災者数(人)	12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12	17
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14. その他	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	合計	4	10	8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	33	111
	1. 死亡	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7
被災者数(人)	2. 重傷	0	4	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	14	67
	3. 軽傷	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	26
	合計(人)	2	8	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	23	100
	累計	2	10	15	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-	-

令和1年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7
	2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67
	3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26
	合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100
	累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-
その他(民間発注工事など)														
	1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

NO.	発生日月				事故情報			被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	年齢	性別	被害状況
7月										
1	R2.7.1	2.政令市	2.管きょ推進	2次宙止め設置	現場内	推進工事において、フォーグリフトでヒューム管(φ100mm)移動作業中、1次宙止めの手前に降るべきところを誤って真上に降らしたため管が転がり、2次宙止めの設置しようとしていた被災者が、移動済のヒューム管と転がった管との間に挟まれた。	2.はさまれ・巻き込まれ	27	男	骨盤骨折
	R2.7.7	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	約1週間前に本管撤去時のため開削し土を埋め戻した箇所にて、路面下がり(直径40cm、深さ12cm)が発生し、一般の通行車両1台が横滑(タイヤパンク)。	12-2.公衆災害(物損)			普通乗用車物損1台(タイヤパンク)
3	R2.7.8	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	新設管と既設管を仮接続していた管が、降雨(13.5mm/10min)により外れ、そこに管周辺の土砂が流入したことで道路に空洞が発生。その上を通行した一般車両2台が横滑。	12-2.公衆災害(物損)			床下損傷(自走可能) 右前輪パンク及び シヤンプ損傷 (自走不可)
4	R2.7.15	1.都道府県	5.処木土木建築	コンクリートはつり	現場内	消化タンク内に設置した足場上で、ウォータージェットによるコンクリート劣化部除去作業を行っていた。作業開始のためジェットガンの噴射装置を置いたところ、高圧による反動で片方の手がジェットガンから離れ、高圧水が作業員の左胸上部へ当たり裂傷を負った。	4.切れ・こすれ	39	男	左上胸挫創、汚染創
5	R2.7.17	2.政令市	1.管きょ開削	-	現場内	ピット交換に伴う地盤改良(薬液注入工)において、歩道を横断していた給水ホースのプロテクターに自転車がつかずいて転倒し、通行者が負傷した。	12-1.公衆災害(人身)	36	男	右肘中頭骨骨折
6	R2.7.18	5.その他	1.管きょ開削	埋戻し	現場内	管路掘削作業中、使用後の建込簡易土留を移動するため重機で吊り上げたところ土留が回転し、近くで作業していた作業員に接触し被害した。	6.激突	74	女	大腿骨複雑骨折
7	R2.7.23	3.一般市	1.管きょ開削	交通誘導	現場内	埋め戻し作業中、交通誘導員(重機誘導員)が一般車両の誘導のために移動したところ、移動先が重機の死角となる位置であったため、バック中の重機と接触し、交通誘導員が転倒後重機に踏まれて負傷した。	6.激突	50	男	左足首骨折
8	R2.7.23	3.一般市	1.管きょ開削	重機誘導	現場内	マンホール埋戻しに際し、4tダンプのバック誘導のため作業重機バックホウから降り、運転手に降車を命じた。その後、マンホール受枠を下ろすため4tダンプの後ろに回ったところ、4tダンプがゆっくりバックしてきてバックホウの排土板と4tダンプに左足を挟まれて負傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	31	男	左足大腿骨骨折
9	R2.7.29	3.一般市	1.管きょ開削	-	現場内	市道に布設している公共下水道管(DCPφ150mm)の劣化及び腐食度調査を行うための試験調査中、作業員が作業ヤード外の仮歩道内から現場を確認していたところ、後方から来た自転車と作業員が接触して、自転車の運転者が負傷したもの。なお、作業員にけがはない。	12-1.公衆災害(人身)	70	女	顔面左側頭骨のひび、左手の擦り傷
10	R2.7.31	3.一般市	2.管きょ推進	-	現場内	鋼矢板の試験打ち後、矢板を引抜いて下ろそうとしたところ矢板を吊ったラフテレーンクレーン車がバランスを崩して前方に転倒し、前方道路を走行中のトラックに直撃したことによりトラック運転手(第三者)が死亡した。なお、クレーン車運転手にけがはない。	12-1.公衆災害(人身)	41	男	死亡
11	R2.7.31	1.都道府県	1.管きょ開削	-	現場内	現道下に流域下水道の幹線管渠を敷設(増設)する工事において、仮設の矢板を施工していたところ、既設圧送管を損傷させた。	14.その他			路面及び海洋への汚水流出

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

令和 2 年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和 2 年 7 月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況
(令和2年7月末現在)

[総括]													(単位:件)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	21 (41)
累計	9 (1)	12 (3)	18 (6)	21 (11)	21 (18)	21 (19)	21 (24)	21 (30)	21 (33)	21 (34)	21 (40)	21 (41)	-
[内訳]													(単位:件)
1. 都道府県	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	3 (10)
2. 政令市	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3 (12)
3. 一般市	6 (0)	2 (1)	4 (1)	1 (2)	0 (4)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	13 (17)
4. 町村	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	21 (41)
1. 管渠	5 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	9 (11)
2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (4)
3. 処理場	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	6 (17)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
5. その他	1 (0)	0 (1)	2 (0)	1 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	4 (9)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	21 (41)
1. 下水道管理者(委託を含む)	3 (1)	3 (1)	5 (2)	2 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	13 (15)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	2 (11)
3. その他(天災、原因者不明含む)	4 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	0 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	6 (15)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	21 (41)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
③ 悪質下水の流入(よらない放流水質の基準不適合)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	4 (3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (15)
⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (11)
水質事故 合計	9 (0)	2 (2)	4 (3)	2 (5)	0 (6)	0 (1)	0 (5)	0 (4)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	17 (37)
その他案件	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	0 (7)	0 (1)	0 (5)	0 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	21 (41)
① 耐用年数経過	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (5)
② 耐用年数以内	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	4 (10)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (4)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	5 (15)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計
※()内書きは、前年度(令和元年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和2年7月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
7月						
1	R2.7.6	2. 政令市	ポンプ場	その他案件	—	雨水ポンプ運転中に放流ゲートが突然閉まり、雨水を排水できなくなったことで雨水吐出井の内圧が高まり、躯体が破損し、沈砂池室へ雨水が流入した。放流ゲートが閉まった原因として放流ゲートの制御部である運転制御プログラム用コントローラ又はスイッチ入出力制御装置の誤作動によるものと推測される。
2	R2.7.8	3. 一般市	その他	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	豪雨による雨水の浸入により、公共汚水樹から汚水等が溢水した。
3	R2.7.14	2. 政令市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	圧送管からの漏水を確認したため、ポンプ場からの圧送を一時停止し、その後、漏水が最小限となるようポンプ運転を調整した。圧送管の応復旧のため、管に補修金具を設置し、漏水が解消した。